

河上委員長発言
(国民生活センターの在り方について)

平成 25 年 12 月 17 日
第 139 回委員会本会議

1. 国民生活センターの在り方については、昨年 12 月に森大臣から「あらゆる選択肢を排除せず、1 年間かけて検討していく」との方針が示されたことを踏まえ、「消費者行政の体制整備のための意見交換会」が開催され、幅広い有識者の意見を聴きながら検討が行われてきたところ。
2. その後、12 月 13 日(金)の森大臣の閣議後記者会見において、同センターの組織形態については、独立行政法人の新たな類型の一つである「中期目標管理法人」とすることが相応しいこと、廃止が決定されていた同センター相模原事務所の研修施設についても、消費者教育推進法の成立等に伴い研修施設としての需要が増大していることを踏まえ、その具体的な利用の在り方について更に必要な検討を行い、再開の妥当性が確認されたならば、研修施設として利用を再開すること、が表明された。
3. 国民生活センターの在り方を巡る動きについては、当委員会としても大きな関心を持ち、節目ごとに意見等を表明してきたところ。これまでも申し上げてきた通り、どのような組織形態をとることになるにせよ、国民生活センターの機能が十分に発揮されるという観点を重視すべきであり、消費者の立場に立って柔軟かつ機動的な業務運営が行えること、各機能の相互補完性・一体性を確保すること、専門知識を有する職員を質・量ともに確保するための財政的な措置を行うこと、地方の消費者行政の現場とも密接な結び付きを保つこと、等が制度的に担保されることが重要であると考えている。

4．相模原の研修施設の再開も、消費者教育や、地方消費者行政の充実のために是非実現いただきたい。

5．いずれにしても、消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの3機関がいわば三極を形成して各々の役割を遂行し、互いに良い意味での緊張関係を維持しつつ、適切な連携・協力を図ることが重要であり、当委員会としても消費者の利益の擁護及び増進に向けて、しっかりと取り組んで参りたい。

(了)